

手ぶら観光情報の発信業務委託仕様書

1 委託業務名

手ぶら観光情報の発信業務の委託

※ 「手ぶら観光」とは、旅行者等の荷物を配送施設に預ける、または宿泊施設等に配送依頼することで、身軽な状態で本市観光を楽しむことをいう。

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、受託者決定の前提となる受託候補者を選定するプロポーザルでの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更することもあり得るものとする。

3 本業務の最終目的

京都市では、混雑緩和対策の一環として、大きな荷物を引き下げた状態で観光を行うのではなく、手ぶら等の身軽な状態で観光することを推奨している。

本事業は、京都市が旅行者に対して「手ぶら観光」を強く推奨していること、「手ぶら観光」の利便性等を様々なツール（※）を活用して多種多様な手法で周知し、普及することを目的とするものである。

※ 既存ツールとして、次のものを活用すること

①番組ダイジェスト映像（約5分）

②動画（15秒×5パターン、6秒×5パターン）

③便利な乗り換え案内を含む手ぶら観光周知パンフレット（英語を主とする）（以下「パンフレット」という。）

④手ぶら観光専用ホームページ「ハンズフリー京都」<https://hands-free-kyoto.jp/>（以下「HP」という。）

※②③は④サイト内で公開中

4 委託業務の詳細

(1) 基本方針

ア HPやパンフレットによる情報発信

既存ツールを維持管理しつつ、使用すること。なお、既存ツール以外の作成や使用を妨げるものではない。

・番組ダイジェスト映像：5分

・動画：15秒×5パターン、6秒×5パターン

・ハンズフリー京都専用ホームページ

・便利な乗り換え案内を含む手ぶら観光周知パンフレット（英語を主とする）

※動画とパンフレットはHPに掲載

イ 年間を通じた戦略的な展開及び京都ファンの創造

- ・効果的に情報を発信するために、年間を通じて戦略的な展開を考えること
- ・「手ぶら観光」を通じて新たな京都ファンを獲得することを目指すこと

ウ 宿泊税活用事業の周知啓発

出来る限り「宿泊税」を財源として実施している事業であることを明記すること

(2) ターゲット

ターゲットは、荷物が多くなる旅行者（特に京都観光総合調査における来日者数上位国からの旅行者）を想定し、年齢層は問わないものの、主にツアーではなく個人旅行を主とする層をメインとする。日本語以外に少なくとも、英語・繁体字・簡体字活用国を対象とする。

(3) HPの運営

委託業務の内容にはHPに係るサーバー及びドメインの維持管理、保守運用が含まれ、随時の情報更新にも対応することを必要とする。また、その情報が魅力的な情報発信となるよう留意する。

【参考】HPについて

①サーバーに係る内容

- ・ディスク容量 10GB 以上 / CPU 4 コア以上
- ・メモリ 8GB 以上 / ハードウェア RAID 1
- ・VPS 又は専用サーバー
- ・サーバー会社でのフルマネージ対応（サーバ設定・保守・管理・運用の対応）

②閲覧動作確認環境

- ・＜パソコン＞Windows IE 11 以上、Chrome・Safari、Firefox・Edge の開発時の最新バージョン
- ・＜スマートフォン＞iOS, Android の開発時の最新バージョン搭載（初期状態）のスマートフォンの標準ブラウザ（iOS:SAFARI、Android:Chrome）

(4) 情報発信手法

ア Youtube等を活用し、インターネットを通じた効果的な周知方法を提案すること

イ 既存ツールを使用した情報発信手法等の提案を行うこと

ウ 既存・新規制作ツール問わず、各ツール間で相乗効果を得られるように、雑誌や旅行誌等の媒体を通じた効果的な周知方法を提案すること

エ 各メディアが掲載したくなるような見やすく読みやすいリリース資料を事前に作成し、本市に提出すること

(5) 報告・協議

受託者は、以下の内容を盛り込んだ報告書を作成の上、本市に報告すること

ア 動画別の再生回数、広報活動量などについて、月次推移や増減要因、数値目標の達成状況などを把握しやすいよう、グラフなどを活用して分かりやすく報告すること

イ (4) で実施する各手法についてデータ等を分析し、発信手法の改善、より効果的な手法・スケジュール等について、積極的に提案すること

ウ 協議中等の制作過程物については、その状況と今後のスケジュール等を報告すること

エ 日々、市政情報の入手・把握に努めた上で、今後の映像制作の企画について積極的に提案すること

(6) その他

ア 納品物について

本提案に係る完成(作成)物はいずれも本市に帰属し、使用することを認めること。

例：動画に係る著作権、作成チラシ、HP掲載データ等

イ プレスリリースについて

(4) を実施する際は、市政情報等を含んだリリース資料を配信の7営業日前までに作成し、本市に提出すること

5 委託金額の範囲

「4 委託業務の詳細」に記載した業務全て(業務の提供に当たり発生する付帯作業に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする。)。したがって、追加費用は一切請求できない。

6 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

7 特記事項

(1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと

(2) 業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び契約書等に定めのない事項については、双方協議のうえこれを定めるものとする。

(3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(4) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し(以下「再委託」という。)、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(5) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市

に全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

- (6) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- (7) 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則に基づくこと